

重要

非常変災時の対応(別子小・中)

新居浜市教育委員会
平成30年9月1日改訂

① 新居浜市に特別警報または警報(波浪警報・高潮警報を除く)が発表された場合

児童・生徒が〈家庭・寮〉にいるとき		児童・生徒が〈学校〉にいるとき	
七時 まで	台風等接近時は家を出発しない。 新居浜市に〇〇警報が発表されました。 		今後の対応について保護者連絡
十一時 まで	【自宅待機】 警報が解除になるまで、自宅待機を継続。 ただし、警報解除後は、安全に登校する。昼食は学校で食べる。	下校時刻等を変更して下校	学校で待機(授業)
	警報継続	時刻や方法の保護者連絡	
午後以降	予定の学習をする。 臨時休業 		通常下校

② 新居浜市に【震度5弱以上】の地震が発生した場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき	児童・生徒が〈学校〉にいるとき	生徒が〈寮〉にいるとき
		【寮待機】
【臨時休業】	【保護者連絡】 【児童・生徒の引渡し】	
学校から連絡があるまで【臨時休業】		
〈児童・生徒安否確認〉〈学校施設点検〉〈通学路安全確認〉〈学校再開準備〉等		
すべての安全確認後、学校から登校について連絡		
児童・生徒の学校登校		

- ★帰宅時、警報発令中、かつ地域バスの運行がされていないときは、寮で待機。解除後連絡、帰宅。
- ★帰寮時も警報発令中、かつ地域バス運行がされていない場合は、自宅待機。解除後連絡、帰寮。

※ 裏面に詳細な説明があります。